

2017年4月28日

各位

会社名 セイコーエプソン株式会社
代表者名 代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号 6724 東証第1部)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2014年6月24日開催の当社第72回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下、当該更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策を「現行プラン」といいます。）。

現行プランの有効期間は、2017年6月28日開催予定の第75回当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について、継続的かつ多面的な検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、現行プランを更新することにより、長期ビジョン「Epson 25」の実現に向け、経営資源を分散させることなく、全社一丸となって戦略を推進すること、及び当社株式に対する大量取得行為（下記Ⅲ2.(2)(a)において定義します。以下同じとします。）が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とする手段を保有することが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断いたしました。これを受け、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行プランを一部変更して更新することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、当該更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

なお、現行プランを変更する趣旨は、この対応策が株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことを一層明確にするなど、その適正性及び客観性をさらに担保するものです。その主な内容は以下のとおりです。

<現行プランからの主な変更点>

- ① 特別委員会の判断の客観性をより担保するために、特別委員会の構成について、社外有識者の選任も可能とされていたところを、独立性の高い社外取締役のみからの選任とする。
- ② 新株予約権の無償割当ての対象となる買付等の類型を一部削除し、発動要件を限定する。

- ③ 経営陣の恣意的な運用を排除するために、特別委員会による勧告の取扱いについて、取締役会は、勧告を最大限尊重して意思決定を行うとされていたところを、取締役会は、勧告に従い意思決定を行う（但し、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除く。）とする。
- ④ 買付者等（下記Ⅲ2.(1)(b)において定義します。以下同じとします。）による買収意向表明後の各プロセスにおいて要する期間を特定し、明確にする。
- ⑤ 非適格者（下記Ⅲ2.(4)(g)において定義します。以下同じとします。）から新株予約権を取得する場合、金銭等の経済的利益の交付を行わないことを明確にする。

その他、表現の修正等、軽微な修正を行いました。

2017年3月31日時点での株主の状況は別添のとおりであり、本日現在、当社株式の大量取得行為に関する打診及び申し入れ等一切ございません。念のため申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に应じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、時計部品の加工などを目的として1942年に設立された有限会社大和工業を前身とし、創業以来、数々の画期的な商品を生み出し、世に送り出してきました。とくに、クォーツウオッチの開発で培った微細・精密加工技術や要素部品開発を、プリンターや電子デバイス関連などの技術へと進化・発展させ、エプソングループ（以下「エプソン」とい

います。)の現在の事業基盤としています。

そして、エプソンは、創業当時の独自の強みである「省・小・精の技術」を基盤として、「なくてはならない会社」でありたいという高い志のもと、自らの常識やビジョンを超えて果敢に挑戦しイノベーションを生むことにより、新しい価値・時代の創造に取り組んでいます。

このために、エプソンは、以下の経営理念及びグローバルタグラインのもと、全社員が価値観を共有のうえ総合力を発揮し自律的に行動することにより、目指す姿の実現に努めてまいります。

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた、なくてはならない会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

EXCEED YOUR VISION

私たちエプソン社員は、
常に自らの常識やビジョンを超えて挑戦し、
お客様に驚きや感動をもたらす
成果を生み出します。

当社は、1968年に初めての海外拠点をシンガポールに設立して以来、全世界の各エリアにおけるお客様価値の実現に取り組んできた結果、グローバルな広がりをもつ企業に成長しており、エプソンの全ての役職員が上記の経営理念を共有し、全てのステークホルダーの皆様にとっての価値創造に向けて一丸となり取り組むことが、エプソンの企業価値の向上にとって必要不可欠と考えております。

また、お客様価値ひいては企業価値の創造に向けて、エプソンは独自のコア技術による独創のコアデバイスをベースとして、商品の企画・設計から製造・販売までを一貫して行う垂直統合型ビジネスモデルを展開することにより、コンシューマー領域に加えて商業・産業領域のあらゆるお客様の利便性の向上を目指し、高い効率性を実現するユニークな商品の実現に取り組んできました。

加えて、エプソンにはウオッチの開発・製造をルーツとする「モノを小さくする文化」と「必要な重要部品は自社で開発する」という伝統があります。これは、世界一の時計をつくる、という創業以来の風土であり、「創造と挑戦」の道を歩み続けるエプソンマインドの根幹でもあります。それがコアデバイスから完成品まで一貫して開発できる当社の強みにつながっており、イメージング機器から電子デバイスまで、当社の製品が幅広いお客様の

ご支持をいただいている理由でもあります。

同時に、商品開発においては、地球環境の保全を意識した活動を継続しています。たとえば、フロンガスがオゾン層に与える悪影響が懸念されはじめた1988年にいち早く「フロンレス宣言」を行い、1993年までに製造工程におけるフロンガス使用全廃を全世界で達成するなど、自然に恵まれた長野県に多くの事業所が所在するエプソンならではの取り組みを行い、高い評価をいただいています。現在も二酸化炭素の排出削減に高水準の目標を掲げて取り組んでおり、エプソンはこれらを含む独自の取り組みが企業価値の源泉のひとつとなっていると考えています。

そして、独自性を追求し実現する卓越した技術開発力とそれによって獲得されたお客様の信頼がエプソンのブランドイメージを形づくっており、ここにも、エプソンの企業価値の源泉のひとつが存在すると考えています。今後とも、エプソンは、オフィスにおける低コスト・高速・高画質の印刷環境の提供に加え、オフィス紙のサイクルを変え、新しい循環型社会を創出するオフィス製紙機「PaperLab」の商品化などによる循環型の印刷環境を提供していきます。また、インクジェット技術によるアナログ印刷からデジタル化への対応加速や、レーザー光源ユニット搭載の高光束プロジェクターによる感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーションの実現など、自らの強みに立脚した画期的なお客様価値を創造することを通じて、なくてはならない会社としてあり続けることを目指していきます。

2. 企業価値向上のための取り組み

エプソンは、2016年度から2025年度の10年間において目指す姿を示した長期ビジョン「Epson 25」及びこの実現に向けた2016年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」を2016年3月に制定しました。今後、以下の諸施策を着実に進めることにより、持続的成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に取り組んでまいります。

(1)長期ビジョン「Epson 25」

エプソンは、事業環境の変化やメガトレンドなどを踏まえ、長期ビジョン「Epson 25」（以下「Epson 25」という。）のビジョンステートメントとして、『「省・小・精の価値」で、人やモノと情報がつながる新しい時代を創造する』と決めました。このうち、「省・小・精の価値」とは、独自の強みである「省・小・精の技術」に基づいて生み出し、エプソンがお客様にご提供する価値であり、「スマート」「環境」「パフォーマンス」に分けられます。

- ・「スマート」は、「省・小・精の技術」で先鋭化した製品を核に、ソフトウェア技術を極め、いつでもどこでも簡単・便利で安心して製品を使える世界を創ります。
- ・「環境」は、革新的な「省・小・精の技術」で、製品・サービスのライフサイクルにわたる環境負荷低減をお客様価値として提供し、持続的な発展をもたらします。

・「パフォーマンス」は、「省・小・精の技術」を極めて、高いパフォーマンスの生産性、正確さ、創造性をお客様に提供することで、より高い、新たな価値を創造します。

「人やモノと情報がつながる」とは、今後、情報通信技術の進展により、あらゆる情報がインターネット上でつながるようになることで、サイバー空間はとどまることなく増大していくなか、エプソンは、リアル世界で実体のある究極のものづくり企業として、「省・小・精の技術」で先鋭化した製品を求心力に、このサイバー空間にいる IT 企業と協業し、人やモノと情報をつないで、お客様に「省・小・精の価値」をより高めてご提供するものです。

「新しい時代を創造する」とは、エプソンは、人々を単純作業や時間とエネルギーの浪費から解放し、お客様がクリエイティブな知の生産性を高め、健康で安心な生活を楽しんだりすることのできる、持続可能で豊かな社会を創り出していくものです。

今後、このビジョンに基づき、以下の「インクジェットイノベーション」「ビジュアルイノベーション」「ウェアラブルイノベーション」「ロボティクスイノベーション」という 4 つのイノベーション領域において、「スマート」「環境」「パフォーマンス」という価値をお客様に提供し、各事業領域のビジョンを実現することを通じて 4 つのイノベーションを起こしていきます。また、各事業を横串にする「人財」「技術」「生産」「販売」「環境」の事業基盤を情報技術の活用を含め一層強化し、Epson 25 の実現を支えます。

これにより、Epson 25 における 2025 年度の業績目標（為替レート前提：1 米ドル 115 円・1 ユーロ 125 円）として、売上収益：1 兆 7,000 億円、事業利益：2,000 億円、ROS（事業利益※／売上収益）：12%、ROE（当期利益／親会社所有者帰属持分）：15%を目指してまいります。

※事業利益とは、国際会計基準（IFRS）の適用にあたり、エプソンが独自に開示する利益であり、日本基準の営業利益とほぼ同じ概念の利益です。

（各事業領域のビジョン）

<プリンティング領域 [インクジェットイノベーション] >

独自のマイクロピエゾ技術を磨き上げ、より高生産性領域へ飛躍します。また、高い環境性能と、循環型の印刷環境をお客様へ提供します。

<ビジュアルコミュニケーション領域 [ビジュアルイノベーション] >

独自のマイクロディスプレイ技術とプロジェクション技術を極め、ビジネスと生活のあらゆる場面で感動の映像体験と快適なビジュアルコミュニケーション環境を創造し続けます。

<ウェアラブル領域〔ウェアラブルイノベーション〕>

ウォッチのDNAを基盤に、正確な時間とセンシングに磨きをかけ、個性あふれる製品群を創り出し、さまざまなお客様に着ける・使う喜びを提供します。

<ロボティクス領域〔ロボティクスイノベーション〕>

「省・小・精の技術」に加え、センシングとスマートを融合させたコア技術を製造領域で磨き上げ、それらの技術を広げて、あらゆる領域でロボットが人々を支える未来を実現します。

<マイクロデバイス領域〔4つのイノベーションを支える〕>

エプソン独自のデバイス技術をコアに、水晶の「精」を極めたタイミングソリューション・センシングソリューションと、半導体の「省」を極めた省電力ソリューションにより、通信、電力、交通、製造がスマート化する社会をけん引するとともに、エプソン完成品の価値創造に貢献します。

(2)「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」

Epson 25の実現に向けた第1段階である「Epson 25 第1期中期経営計画（2016年度～2018年度）」（以下「第1期中期計画」という。）では、これまで実行してきた戦略をベースに、「転換と開拓」の成果を継続させることと同時に、製品開発の仕込みや必要な投資を積極的に行い、強固な基盤を整備していきます。

このための基本方針として、前中期計画において「転換と開拓」を実現した事業領域は、その優位性をさらに強化し成長を継続するとともに、「転換と開拓」が遅れている事業領域は、すみやかに課題に対応し成長軌道を確立します。また、Epson 25において目指す「スマート、環境、パフォーマンス」のお客様価値を、製品やサービスの形に創り上げ、成長を確実なものとしします。加えて、Epson 25を実現するために、短期的な利益成長を勘案しつつも、必要な経営資源はタイムリーかつ着実に投下するとともに、新しいビジネスモデルを早期に確立し、お客様にお届けする仕組みの充実を図ります。そして、以下の各事業の取り組みや事業基盤強化などにより、将来の成長に向けた事業基盤を創り上げていきます。

これにより、第1期中期計画の最終年度である2018年度の業績目標（為替レート前提：1米ドル115円・1ユーロ125円）として、売上収益：1兆2,000億円、事業利益：960億円、ROS：8%、ROE：継続的に10%以上を目指してまいります。

（各事業の取り組み）

- ・プリンター事業では、製品の魅力度向上でホーム市場での競争優位を確立するとともに、ラインヘッド搭載機種でオフィス市場開拓を軌道に乗せることを目指します。
- ・プロフェッショナルプリンティング事業では、ハードウェアで競争優位を確立するとと

もに、サービスなどの組織基盤を整備し、新規領域での確かな成長を実現します。

- ・ ビジュアルコミュニケーション事業では、プロジェクター市場でのプレゼンスをさらに強化するとともに、レーザー光源により新市場での飛躍の道筋をつけることに取り組みます。
- ・ ウェアラブル機器事業では、ウオッチの事業基盤を磨き上げ、センシング技術を融合し個性豊かな製品群を創出し続け、支柱事業としての礎を築きます。
- ・ ロボティクスソリューションズ事業では、エプソンが保有する技術基盤をベースに、成長に向けた骨格となる事業基盤を創り上げます。
- ・ マイクロデバイス事業では、水晶は競争力の強化により、安定的な事業基盤を創るとともに、半導体は新たなコア技術・コアデバイスを創出します。

(事業基盤強化)

- ・ 技術では、「省・小・精の技術」を磨き、アクチュエーター・光制御・センサー技術を極め、情報通信技術を取り込むことで、新たなお客様価値を創出し続けます。
- ・ 生産では、他社が簡単に真似できない製品を、高い競争力のあるコストと品質で、タイムリーに提供し続けます。
- ・ 販売では、オフィス・産業領域を強化してエリアに最適な販売体制を整備し、マーケットインの考え方で企画品質を向上させ、ブランドイメージを変革します。
- ・ 環境では、製品・サービスのライフサイクル、サプライチェーン全般にわたる環境負荷低減への取り組みを拡大します。

3. コーポレートガバナンスについて

エプソンは、経営理念に掲げられた目指す姿を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。

なお、エプソンのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりです。

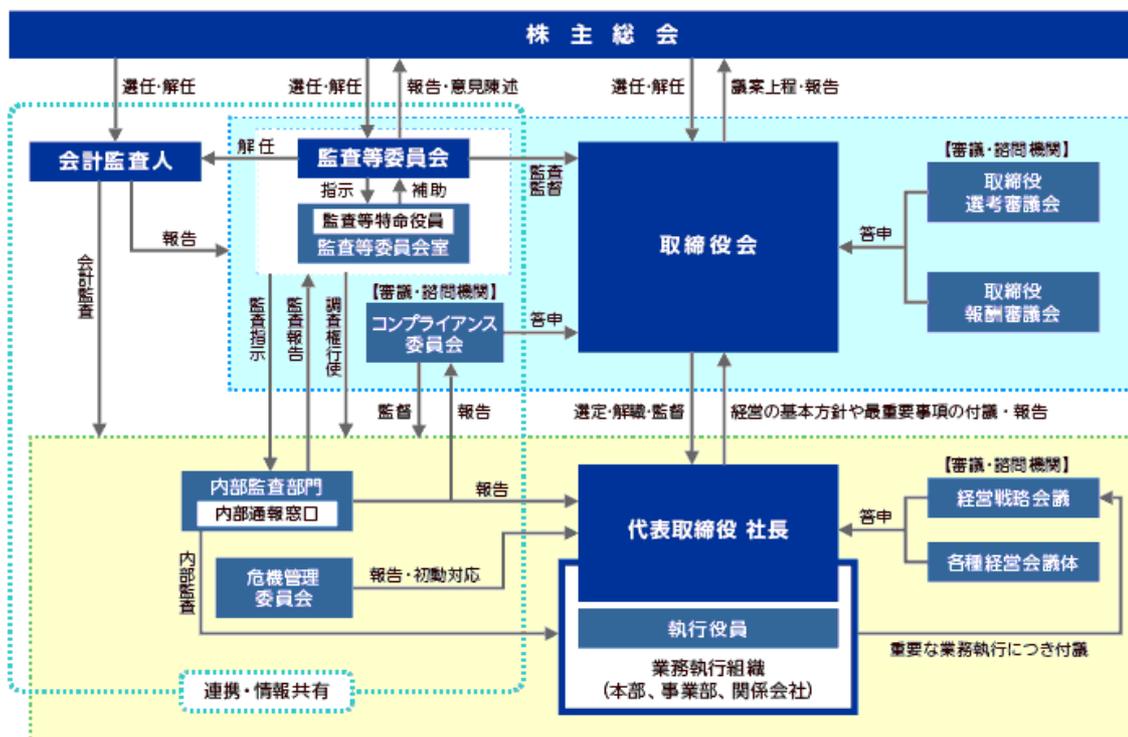
- ・ 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・ 株主、お客様、地域社会、ビジネスパートナー、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・ 取締役、執行役員及び監査等特命役員は、その受託者責任を認識し、求められる役割・責務を果たす。
- ・ 株主との間で建設的な対話を行う。

また、エプソンは、これまで、社外取締役の複数の選任及び役員の指名・報酬などに係る任意の諮問委員会の設置など、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレ

ートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいりましたが、2016年6月28日の株主総会において、取締役会の監督機能のさらなる向上、審議の一層の充実及び経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレートガバナンスの実効性をより高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置会社の体制のもと、経営判断の迅速化を図り、事業推進における機動性を高めるため、取締役会から業務執行側への委任範囲を拡大するとともに、取締役会の審議事項を経営計画及び事業計画の策定など重要性の高い審議事項に限定し、その審議をより一層充実させております。また、性別、国籍、年齢等の区別なく、多様な知識・経験・能力を有する者をバランスよく選任する旨及び社外取締役の構成比率を3分の1以上とすることを原則とする旨をコーポレートガバナンス基本方針に定め、取締役会の監督機能をさらに向上させております。

《ご参考：当社のコーポレートガバナンス体制の模式図》



4. 配当方針について

エプソンは、お客様価値の創造を通じて持続的な事業成長を実現し、収益性の向上と経営資源の効率化などにより安定的な資金創出に努め、成長戦略に基づく投資を最優先に行ったうえで、経営環境の変化などに耐え得る強固な財務構造の構築と積極的な利益還元に並行して取り組むことを配当政策の基本方針としています。

この方針に従い、エプソンの本業による利益を示す事業利益から法定実効税率相当額を控除した利益に基づき、中期的には連結配当性向 40%程度を目標としたうえで、株価水準や資金の状況などを総合的に勘案し、必要に応じて機動的に自己株式の取得を行い、より積

極的な株主還元を図っていきます。

なお、2016年度の年間配当金は、1株につき60円とさせていただきます。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Iに記載した基本方針に沿って、当社株式の大量取得行為に対する一定の枠組みを定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。当社は、2008年の当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入以降、現行プランの有効期間までを通じて、2015年までに当社が目指す姿を定めた前長期ビジョンSE15の実現に取り組んでまいりました。SE15で定めた方針の下、経営資源を集中し、一貫した施策に取り組んだ結果、安定的かつ継続的なキャッシュ創出力を構築するとともに、業績を大幅に回復することができました。

また、2014年の前回更新以降、厳しい事業環境の中においても、堅調な業績を達成し、株主還元の充実を図るとともに、一層の飛躍に向けた施策を確実に推進してまいりました。

さらに、当社は、監査等委員会設置会社への移行や取締役会の員数の3分の1以上を独立社外取締役とするなど、当社の企業価値の維持・向上を担保するためのコーポレートガバナンスの充実・強化にも継続的に取り組んでまいりました。

これらの成果から、一連の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入・更新が、当社の企業価値の維持・向上に一定の有効的な役割を果たしてきたものと考えております。

《ご参考：前長期ビジョンSE15の振り返り》



現在、当社は、2016年3月に次なる成長を目指す新たな長期ビジョン「Epson 25」を定め、その実現に向け全社一丸となって戦略を推進している過程にあります。当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためには、当社ならではのお客価値を創造し、社会に貢献することで、世界の人々から信頼される、「なくてはならない会社」でありたいという信念のもと、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、かつ「Epson 25」の実現に向けた強い意志を有する経営陣が先頭に立ち、全社一丸となって戦略を推進し、

成果を確実に顕在化させていくことが不可欠であると考えております。

上記 I に記載した基本方針のとおり、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものです。さらに、当社は、当社株式のいかなる買付提案に対しても、株主の皆様に対して、「Epson 25」の戦略的優位性、及びその実現に向けた強い意志をもって推進する現経営陣の優位性につき自信をもってご説明できると考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することにならないものも存在します。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることで、経営資源が分散させられ、全社一丸となった戦略の遂行に混乱が生じる可能性がある以上、これを抑止するための取組みの一環として、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉を行うことなどを可能とする手段が必要であると考えております。

他方、現行の公開買付け制度の下では、市場内での買集め行為は規制対象とはならないことから、市場内での濫用的な買集め行為には対応できないこと、また、公開買付け制度が適用される場合であっても、公開買付け開始前における情報提供がなされず、公開買付け開始の公告から 10 営業日以内に当社が意見表明報告書の提出を義務付けられている結果、株主の皆様に対して十分な情報開示が行われず、公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないことなどの制約があることから、当社株式の大量取得行為に対して有効に機能するとは言いえない場合があると考えております。

以上の点から、当社は、本プランにより、「Epson 25」の実現に向け、経営資源を分散させることなく、全社一丸となって戦略を推進すること、及び当社株式に対する大量買付が行われた際に、株主の皆様に対する十分な情報提供と検討期間を確保することなどが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断し、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件に、現行プランを一部変更した本プランに更新することを決定いたしました。

なお、当社は、自らの保身を図ろうとする経営陣の選任を防止するため、社外取締役を主要な構成員とする取締役選考審議会を設置するとともに、「コーポレートガバナンス基本方針」において、取締役候補者の指名にあたっては、「無私的心・高い倫理観・清廉さを有する者」であることを条件としております。また監査等委員でない取締役の選任について、監査等委員会が株主総会における意見陳述権を有する監査等委員会設置会社へ移行したことにより、取締役の選任に関してより客観性の高い判断を行うことが可能な仕組みを構築しております。さらに、当社は、本プランの更新に際し、本プランの運用に関して実質的な判断を行う特別委員会の構成員は社外取締役に限ることとするなど、現行プランを一部変更することで、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものであ

り、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではないことを明確にし、その適正性、透明性をより一層高めております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続きの設定

本プランは、当社の株式等に対する買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為もしくはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続きを定めております（詳細については下記(2)「本プランに係る手続き」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく当社株式等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 特別委員会の設置・利用等

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置します。特別委員会

の委員は3名以上とし、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役のみから構成されます(社外取締役が具備すべき独立性の要件、特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「特別委員会規則の概要」及び別紙4「社外取締役の独立性判断基準」のとおりであり、本プランへの更新時に就任が予定されている特別委員会の委員の略歴は別紙3「特別委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。)

また、本新株予約権の無償割当ての実施に際して特別委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続きの過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

なお、特別委員会が本プランの運用における実質的な判断を行うことができるよう、当社取締役会は特別委員を定期的(原則として3カ月に1回)に招集し、当社の経営状況等の情報提供を適時に行うこととしております。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等(以下「大量取得行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株式等⁴について、買付等を行う者の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株式等所有割合の合計が20%以上となる買付等

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付等の概要、及び本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後 10 営業日以内に、当社株主の皆様のご判断及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は、当社取締役会に対して、当該リストに従い本必要情報を日本語で記載した書面により提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書及び本必要情報を速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、これを受けて買付者等から提出された本必要情報の内容が当社株主の皆様のご判断及び特別委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。また、意向表明書受領日から起算して 60 日を買付者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって特別委員会による検討作業（下記(c)②）を行うものとします。

なお、買付等の内容及び態様にかかわらず、下記の各号に定める情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁷、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

また、情報提供期間中であっても、特別委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会はその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日（但し、情報提供完了通知が行われた時点で当社取締役会が下記(c)①の情報提供の要求を特別委員会から受けていた場合は当社取締役会による情報提供が完了した日とします。）又は情報提供期間が満了する日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報及び特別委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等、並びに当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価、代替案等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。なお、取締役会からの情報・資料等の提供については、上記情報提供期間内にて行われるものとします（但し、特別委員会からの要求に基づき、下記②の特別委員会検討期間中においても取締役会から情報・資料等の提供が行われることがあります）。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、最長 60 日（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合）又は最長 90 日（それ以外の場合）の検討期間（以下「特別委員会検討期間」といいます。）を設定します。特別委員会は、特別委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主及び投資家の皆様に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から意向表明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 特別委員会における判断

特別委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記①又は②に従った勧告等を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に対する情報開示を行います。

① 買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合で、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対

して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

② 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件(手続違背がない場合)」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断したときは、例外的措置として、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(i)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件(手続違背がない場合)」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

また、特別委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が独立性の高い社外取締役のみから構成されていることに鑑み、特別委員会の上記勧告に従い（但し、当該勧告に従うことが、取締役

の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除きます。)、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等(本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。)に関する決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施について決議がなされた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとします。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主及び投資家の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施の要件（手続違背がない場合）

当社は、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続き」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続き」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行う行為（いわゆるグリーンメーラー）
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当

社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付等を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付等である場合
- ① 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - ② 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てを実施する旨の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式⁸（「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者⁹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹⁰、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹¹（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当す

⁸ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引き換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

⁹ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が 20% 以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹⁰ 「特定大量買付者」とは、原則として、買付等を行う者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して 20% 以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下

る者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。但し、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。
- ③ 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

3. 株主及び投資家の皆様等への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き」(c)に記載する手続きにより、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を

取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社取締役会は、上記 2.(2)「本プランに係る手続き」(d)に記載した特別委員会の勧告に従い（但し、当該勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合は除きます。）、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続き

(a) 本新株予約権の割当ての手続き

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従って提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場

所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権の無償割当てを実施する決議において、別途本新株予約権の取得事由を含め、本新株予約権の取得に関する事項を定める場合があります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱの取組み）について

上記Ⅱに記載した企業価値向上のための取組みやコーポレートガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲの取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべき

か否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に変更案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- (b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新されます。

また、上記Ⅲ2.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

- (c) 独立性の高い社外取締役の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの更新にあたり、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は引き続き特別委員会により行われることといたしました。加えて、実際に当社株式に対する買付等がなされた場合には、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、上記Ⅲ2.(2)「本プランに係る手続き」に記載したとおり、独立性の高い社外取締役のみから構成される特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断に従い（但し、当該判断に従うことが、取締役

の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除きます。)本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する決議を行うことといたしました。

このように、特別委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。また、特別委員会が本プランの運用における実質的な判断を行うことができるよう、当社取締役会は特別委員を定期的(原則として3カ月に1回)に招集し、当社の経営状況等の情報提供を適時に行うこととしております。

なお、本プランへの更新時における特別委員会は、当社経営陣から独立性の高い当社社外取締役5名で構成される予定です(特別委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新時に就任が予定されている特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3をご参照ください。)

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ2.(2)(d)「特別委員会における判断」及びⅢ2.(3)「本新株予約権の無償割当ての実施の要件(手続違背がない場合)」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 当社の監査等委員でない取締役の任期が1年であること

当社は、監査等委員でない取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社の監査等委員でない取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(f) 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ2.(5)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プ

ランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は監査等委員でない取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

セイコーエプソン株式会社 広報 IR 部

電話：0266-52-3131（代表）

03-5368-0700（代表）

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記 1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとし、以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）で、当該株式等に係る株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとし、）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似

する行為（以下「買付等」といいます。）を行う者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じ。）がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株式等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使

させるに際し、(i)所定の手続きの履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続き・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続き・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
 - 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者（非適格者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。）が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。但し、非適格者が有する新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととする。
- 3) 当社は、以上に加え、新株予約権の無償割当て決議において、別途新株予約権の取得事由を含め、新株予約権の取得に関する事項を定めることができる。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件は新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2017年4月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役がこれを務めるものとする。
- ・ 特別委員会委員の任期は、各委員の当社取締役としての任期満了の日までとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告に従い（但し、当該勧告に従うことが、取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると判断する場合を除く。）、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 新株予約権の無償割当ての中止又は新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑦ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。

- ・ 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 特別委員会の各委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会の委員の氏名及び略歴

本プランへの更新時の特別委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

全ての委員は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、各委員と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

【氏名】大宮 英明（おおみや ひであき）

【略歴】

2007年4月 三菱重工業株式会社 取締役・副社長執行役員
2008年4月 同社取締役社長
2013年4月 同社取締役会長（現任）
2014年6月 当社社外取締役（現任）
2016年6月 三菱商事株式会社 社外取締役（現任）

【氏名】松永 真理（まつなが まり）

【略歴】

1977年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
1986年7月 同社「就職ジャーナル」編集長
1988年7月 同社「とらばーゆ」編集長
1997年7月 NTT 移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）ゲートウェイビジネス部企画室長
2000年4月 株式会社松永真理事務所 取締役社長
2012年6月 MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2012年6月 テルモ株式会社 社外取締役（現任）
2014年6月 ロート製薬株式会社 社外取締役（現任）
2016年6月 当社社外取締役（現任）

【氏名】奈良 道博（なら みちひろ）

【略歴】

1974年4月 弁護士登録
2006年4月 日本弁護士連合会副会長
2006年4月 第一東京弁護士会会長

2011年3月 法務省法制審議会委員
2013年6月 当社社外監査役
2014年6月 王子ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2015年6月 日本特殊塗料株式会社 社外取締役（現任）
2016年6月 蝶理株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）
2016年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

【氏名】 椿 慎美（つばき ちかみ）

【略歴】

1970年4月 荏原インフィルコ株式会社（現株式会社荏原製作所）入社
1975年5月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社
1979年3月 公認会計士登録
1999年7月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
2004年7月 日本公認会計士協会常務理事
2013年6月 NKSJホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）
社外監査役（現任）
2014年6月 平和不動産株式会社 社外監査役（現任）
2016年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

【氏名】 白井 芳夫（しらい よしお）

【略歴】

2001年6月 トヨタ自動車株式会社 取締役
2003年6月 同社常務役員
2005年6月 同社専務取締役
2007年6月 日野自動車株式会社 取締役副社長
2008年6月 同社取締役社長
2013年6月 同社相談役（現任）
2013年6月 豊田通商株式会社 取締役副会長
2015年6月 同社顧問（現任）
2016年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

以 上

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下に掲げる基準を定める。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。
 - (1) 当社を主要な取引先とする者(注1)または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者(注2)だった者
 - (2) 当社の主要な取引先である者(注3)または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者だった者
 - (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭(注4)その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間において当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者)
 - (4) 当社の大株主(注5)または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者もしくは監査役だった者
 - (5) 当社が現在大株主となっている会社等の業務執行者または監査役である者
 - (6) 当社の主要な借入先である者(注6)または、その者が会社である場合は最近5年間においてその業務執行者だった者
 - (7) 最近5年間において、当社の法定監査を行う監査法人に所属していた者
 - (8) 最近5年間において、当社の主幹事証券会社に所属していた者
 - (9) 当社から多額の寄付(注7)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、最近3年間において当該団体に所属し、業務執行者に準じる職務を行っていた者)
 - (10) 当社との間で、社外役員の相互就任(注8)の関係が生じる会社の出身者
 - (11) 上記(1)～(9)に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

2. 前項のいずれかに該当する場合であっても、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ当該人物の人格、見識、経験等に照らして当社の社外取締役としてふさわしいと考える人材については、その理由を説明および開示したうえで社外取締役として選任することができる。

(注)

- 1 : 「当社を主要な取引先とする者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高(連結売上収益)の2%以上の支払を当社から受けた者(主に借入先)をいう
- 2 : 「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう
- 3 : 「当社の主要な取引先である者」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の連結売上収益の2%以上の支払を当社に行った者(主に販売先)をいう
- 4 : 「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう
- 5 : 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう
- 6 : 「主要な借入先」とは、最近3年間のいずれかの事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう
- 7 : 「多額の寄付」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう
- 8 : 「社外役員の相互就任」とは、当社の出身者が現任の社外役員を務めている会社から社外役員を迎え入れることをいう

以 上

当社の株主の状況（2017年3月31日現在）

1. 大株主の状況

氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
三光起業株式会社	20,000,000	5.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,797,700	4.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,957,500	3.96
セイコーホールディングス株式会社	12,000,000	3.40
服部 靖夫	11,932,612	3.38
服部 勲	11,199,936	3.17
第一生命保険株式会社	8,736,000	2.47
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口	8,153,800	2.31
セイコーエプソン従業員持株会	7,564,504	2.14
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	6,766,200	1.92
合計	117,108,252	33.23

注 1. 当社は、自己株式 47,231,657 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上